

沖縄県警察の公印に関する訓令

発出年月日：平成25年2月15日
文書番号沖縄県警察本部訓令第3号
公表範囲：一部省略

改正 前略・・・令和5年3月31日訓令第16号

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県警察において使用する公務用印章の登録、管理、使用等に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公印 公務上作成された文書に使用する公務用印章（打出印を含む。）で、その印影により、当該文書の真正を認証することを目的とするものをいう。

(2) 新調 公印を新たに作成することをいう。

(3) 改刻 公印の事故、摩滅その他の理由により、当該公印と同じ刻字をもってこれに代わる公印を作成することをいう。

(4) 廃止 所属並びに職名の廃止及び改正、公印の改刻等により不要となった公印（以下「旧公印」という。）の使用を禁止することをいう。

(公印の種類及び制式)

第3条 公印の種類は、職印、処印及び打出印とする。

2 公印の制式は、別表第1のとおりとし、書体はれい書とする。

(印材)

第4条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質性のものを使用しなければならない。

(公印の備付場所、個数及び公印保管責任者)

第5条 公印の備付場所、個数及び公印保管責任者は、別表第2のとおりとする。

2 公印保管責任者に事故があるときは、公印保管責任者があらかじめ指定した警察職員がその職務を代行する。

(公印取扱責任者)

第6条 公印取扱責任者は、警察本部にあっては次席、副隊長又は副校長、警察署にあっては副署長とする。ただし、特に必要があると認めるときは、他の警察職員を指定して公印の事務を処理させることができる。

2 公印取扱責任者は、公印保管責任者の指示を受け、公印の管理、使用その他の関係事務を処理するものとする。

(公印の新調、改刻、廃止等)

第7条 公印保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると

きは、公印の新調（改刻、廃止）申請書（様式第1号）により、警務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

2 公印保管責任者は、公印を改刻又は廃止するときは、旧公印を総務課長に引き継がなければならない。

3 総務課長は、前項の規定により引き継いだ旧公印について、当該旧公印が旧公印となった日から起算して5年間保管しなければならない。

4 総務課長は、旧公印の保管期間が経過したときは、当該旧公印の公印登録簿に廃棄前の印影を登録後、復元できない方法で廃棄し、当該公印登録簿に必要事項を記載しなければならない。

（公印の登録）

第8条 公印は、全て公印登録簿（様式第2号）にその印影を登録しなければならない。

2 前項に規定する公印登録簿は、総務課長が作成するものとする。

3 総務課長は、公印登録簿を永久保存しなければならない。

（公印の保管等）

第9条 公印は、常に公印箱に納め、施錠が可能な設備に保管しなければならない。

2 公印保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造又は変造があったときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

（公印の使用）

第10条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

2 公印は、明瞭かつ正確に押印しなければならない。

3 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済みの文書を添えて、公印保管責任者又は公印取扱責任者に提示し、審査を受けなければならない。

4 押印を求めた警察職員（非常勤嘱託職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）は、公印保管責任者又は公印取扱責任者の審査を受け、承認を得たときは、公印使用簿（様式第3号）に必要事項を記載した後、必要な箇所に公印を使用することができる。

5 公印保管責任者又は公印取扱責任者は、公印の使用を適当と認めるときは、適正に押印されたかどうかを確認し、公印使用簿の所定欄に押印しなければならない。

（職務代行者が使用する公印）

第11条 職務代行者（本部長の職務を代行する者としてあらかじめ指定されたものをいう。）が本部長の職務を代行するときは、当該職務代行者の公印を使用するものとする。

（執務時間外の公印使用）

第12条 執務時間外における公印取扱責任者の職務は、当直責任者が行うものとする。

2 当直を置かない所属の執務時間外における公印は、公印保管責任者又は公印取扱責任者が適切に保管するものとする。

(簿冊の保存期間)

第13条 公印の新調（改刻、廃止）申請書の保存期間は、30年とする。

2 公印使用簿の保存期間は、1年とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

以下、別表等省略